

第79回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成29年2月23日(木)10時00分～12時10分
2. 場 所 神戸市役所1号館14階AV1会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員(敬称略・五十音順)
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、川崎真二、北川学、柴田眞里、高野一彦、中川丈久、
灘本明代、西村裕三、藤浪芳子
 - (2) 実施機関の職員
企画調整局情報化推進部担当課長
保健福祉局総務部計画調整課長
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
住宅都市局計画部計画課長
住宅都市局住宅部住宅管理課長
神戸市民病院機構神戸市立医療センター西市民病院医事課長
ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、
企画調整局情報化推進部 ICT 計画推進担当課長 ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について(報告)
 - ②全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について
 - ③福祉情報システム等へのDV等被害者情報項目の追加について
 - ④神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について
 - ⑤医療費負担割合等の軽減申請勧奨における市税情報の利用について
 - ⑥こども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証の作成について
 - ⑦都市空間のあり方検討における住民基本台帳情報の利用について
 - ⑧神戸市営住宅総合管理システムへの税情報項目の追加について
 - ⑨千年カルテプロジェクト参加に伴う外部データセンターへの診療データ保存について
 - (2) その他
個人情報を取り扱う事務の届出について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について（報告）

特定個人情報保護評価書点検部会長から、特定個人情報保護評価書点検部会の実施結果について、報告がなされた。

○委 員 特定個人情報保護評価書点検部会について、ご報告いたします。「介護保険に係る事務」につきましては、当初の特定個人情報保護評価書の第三者点検を、昨年、平成 28 年 4 月に実施し、「妥当」と判断しております。この度、介護保険法の改正に伴い、「重要な変更」に該当する記載内容の変更がありましたので、今月 17 日に点検部会を開催いたしました。その結果、点検部会としましては、いずれの変更箇所におきましても「妥当」と判断いたしました。なお、答申書はお手元に「資料 1」としてお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上で点検部会の報告を終わります。

②全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について

企画調整局情報化推進部から、全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 PC 統合管理システムというのは、あくまでアクセス権を制御するだけであって、データセンターに入れたデータをコピーしてくるとか、そういうことはしないという理解でよろしいでしょうか。

○情報化推進部 そうです。基本的には端末のアクセス管理とか、職員証を用いた勤務管理といった、そのような統合管理ということになります。

○委 員 データ自体は常にデータセンターにあって、それをどこかにコピーするといったことはしないのですね。

○情報化推進部 事務処理 PC の、ローカルのハードディスクにコピーすることは可能です。

○委 員 今回審議するのは、データセンターに移行する部分、ということだけでしょうか。

- 情報化推進部 そうです。もともと、事務処理用 PC で個人情報を管理する場合については、以前より承認いただいております。
- 委員 趣旨のところにも書いてありますけれども、今までバックアップの取得についても、あまりきちんとされていないとか、個人情報の保護の観点からすれば、すごく怖いことですね。
- 情報化推進部 データの保存については、基本的に今までは所属毎に、NAS といった装置を設置していましたが、個人情報の取扱いは各職員の事務処理用 PC の中でのみ、行うということを原則としておりましたので、NAS では個人情報を扱えないという状況でございました。
- 委員 何かあれば、データがなくなってしまう恐れがあったわけですね。
- 情報化推進部 NAS には個人情報は保存されていませんので、事務処理用のデータについては、事務処理用パソコン内でバックアップをとっていたり、NAS を 2 台設置したり、ということは個別にはしておりましたが、全庁的・統一的なルールはございませんでした。
- 委員 バックアップを保存するということが、100%できていたというわけではなかったわけですね。すごく大事なことだと思いますので、全職員にその意識を持っていただかないと。何かあればデータがなくなってしまうということの恐ろしさがあると思いつつながら、資料を読んでいました。今回の全庁ファイルサーバの導入によって、そのようなリスクは完全になくなるということでしょうか。
- 情報化推進部 はい。二重のバックアップを施していたり、装置についても 1 台故障しても支障のないようにしていますので、基本的にはデータを失うリスクというものは非常に低くなります。
- 委員 情報が消失するということは大変恐ろしいことですので、今頃、という感はありますが。
- 情報化推進部 そのような点につきましても、研修等を通して、職員に周知徹底していきたいと思っております。
- 委員 大きな災害が将来発生すると予測されている中で、外部のデータセンターというのは、場所は安全なところにあるのでしょうか。

- 情報化推進部 はい。入札時にも非常に高いセキュリティの要件を与えた上で、入札しておりますので、災害に強いデータセンターと考えております。
- 委員 津波であるとか、地震であるとかも含めて。
- 情報化推進部 そういったところの基準も満たしているということになります。
- 委員 データのコピーが完了した後の NAS はどのように処分されるのですか。
- 情報化推進部 使用しなくなった NAS につきましては、データを廃棄する場合にも要件がございまして、基本的には物理的に粉碎したり、電磁的にソフトウェアで消去したり、といった手続きを経ております。
- 委員 他にはご質問、ご意見はございませんでしょうか。
それでは答申の方向性についてまとめて行きたいと思います。
現在、所属単位で外部記憶装置、NAS により管理している電子データを、情報化推進部が一元的に管理・運用する全庁ファイルサーバに段階的に移行していくことは、バックアップの取得やアクセス権限の管理など情報セキュリティの向上や、情報資産の確実な保存・活用が図られることから、公益に資すると認められるため、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといいたしたいと思います。
- 委員 また、当審議会の運営の効率化を図る観点から、今後、この類型に該当する事案については、諮問書に添付された別表に基づき、個別に当審議会の意見を求める必要はないものといいたしたいと思います。

③福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について

保健福祉局総務部計画調整課から、福祉情報システム等への DV 等被害者情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 基本的に、DV の被害者を加害者から守るために、住民基本台帳の写し等の情報提供を制限するという内容かと思いますが、具体的にどういうケースにどういう制限をするのか、基準がどうなっているのか、説明をお願いしますでしょうか。
- 計画調整課 具体的には、この 7 月から始まりますマイナンバー対象業務に関して、

通常ですと神戸市が管理しているデータを、国が設置して自治体毎で管理している中間サーバというところに、予め置いております。照会要求があれば、中間サーバに有るデータについては自動的に応答して、照会元の機関に回答してしまうことになるのですが、DV等被害者の保護のためには、その自治体にその人が「いる」ということ自体も保護の対象となってきますので、自動応答してしまいますと、その方がその自治体にいるということが分かってしまいますので、いったんこのフラグが付いている被害者に対しては、自動応答しないような仕組みというものを、これは我々のシステムというよりは、統合管理システム、そこで連携することによって、いったん自動応答不可、という形にします。自動応答不可となった情報に関しては、その業務を所管しているところに電子メールが届く仕組みになっております。そして個別に、その人の情報を照会元の機関に提供してよいかどうかを判断して、提供してよいとなれば、決裁を経た上で提供をする、ということになっております。もし、提供が不適切であるとなれば、電話等で、理由を説明して拒否をすることもありうる、ということになります。

- 委員 情報を得ようとしている人と、DVの被害者等との関係を、そこで確認した上で判断すると。
- 計画調整課 そういうことになります。従来からも、いろいろなところで、それぞれの事業毎に、DV被害者等へ照会がくれば、直ちに回答するということはされていないと思うのですが、それが一部システム化されたということで、ご理解いただければと思います。
- 委員 今のご説明でも、人的なミスは起きるような気はしますね。自動応答はしないというだけで、その後、事情を確かめるということなのですが、その時に判断を誤るような可能性はありますね。
- 計画調整課 そういうこともありえますので、複数人で、提供が本当に問題ないのかどうかを確認した上で、福祉情報システムではなく統合管理システムの中に入っている中間サーバ接続端末に、担当者和その上司が行って、2人で目視で確認して、応答・判断を行うという仕組みになっております。統合宛名システムは情報化推進部の管理になりますが、そこにうまくつながるような形を今回、整えさせていただくことになります。
- 委員 データ項目のところの、「解除年月日」というのは、今まではどのようにされているのでしょうか。

- 計画調整課 住民基本台帳情報に関して、該当フラグに関しては措置支援依頼というものがあるのですが、同じく解除に関しても、様式としてはご本人さんから、支援が必要なくなったということで、申出の書式があります。
- 委員 本人の申告によるのでしょうか。
- 計画調整課 基本的にはそのような形になると聞いておりますが、ただ実際に解除の年月日のデータというのは、それほど多くはないということですので、解除申請というものが実態としてはそれほど行われていない、ということがあるようです。ですので、申請後1年という期間があつて、1年経過後すぐに支援をやめるということは各業務においてないと思っておりますが、データ項目の中の解除年月日というのは、設定年月日と一致はしていません、分量的にはかなり少ない、ということになります。
- 委員 1年というのは、何でしょうか。
- 計画調整課 住民基本台帳の支援措置は、1年間を区切りに、更新していくということになっております。1年間が過ぎたからといって、直ちに支援を止めてしまうというわけではなくて、必ず本人に連絡を取って確認のうえ、支援措置を継続するかどうかを判断するということになっております。
- 委員 この処理件数の6千件というのは、今すでに把握されている部分ということですか。
- 計画調整課 はい。住基情報に関しては、いま何件データがあるのかということになっております。
- 委員 そこからの件数なのですね。こういったものは表に出ていないものも多いかと思うのですが、本人がどこかに届け出ていればいいのですが、そうではない人も多いのではないかと。
- 計画調整課 そういうこともありまして、DVフラグを別途設定しましたのは、日常の窓口業務のやり取りの中でそういったことを少しでも関知したら、住民基本台帳上は申請がされていなくても、福祉施策の中で、独自に別途チェックを入れていく、ということにしております。
- 委員 窓口業務とは何でしょうか。
- 計画調整課 児童手当や、児童扶養手当の業務を実際に行っている、区役所の窓口

なります。

- 委員 員 そういう方々は、DV 被害とか、ストーカー被害の相談窓口になっているのでしょうか。
- 計画調整課 福祉事務所では DV の相談等を受け付けておりますので、その相談の中で把握する、ということになるかと思います。
- 委員 員 それ以上は役所としてはできないのでしょうか。潜在的に非常に多いと思うのですが。
- 計画調整課 基本計画書や、職員向けのマニュアルも整備はされています。
- 委員 員 知らない人も多いのではないかと思います。役所がこういったことをやっているということ。
- 計画調整課 これをきっかけに、特に市民の方と接する窓口職員は、DV 等被害が関知されれば積極的に記録していくことが大切であると、DV 等を所管している男女共同参画課とも連携して、説明していきたいと思っています。
- 委員 員 ストーカー等でも、たいへん悲惨な結果になることが多く、そこに行くまでのものがたくさんあると思いますので。本件とは関係ないのかもしれませんが。
- 計画調整課 DV 等、となっておりまして、ストーカー被害の方も対象となります。
- 委員 員 DV もストーカーもたいへん多くなるような気がしますね。とても6千件などで収まらないような気がしますので。そのあたりの枠もとっておかれたほうがいいのかと思います。
- 計画調整課 今回、この議案をまとめさせていただく際にも、男女共同参画課と協議しておりますので、この場でいただきましたご意見につきましても、お伝えさせていただきたいと思っております。
- 委員 員 DV 解除年月日というデータについてですが、各システムの台帳情報に DV フラグや該当年月日、解除年月日を持たせていて、実データは中間サーバ等他のところにあるということでしょうか。
- 計画調整課 この情報が直ちに中間サーバに登録されるわけではございません。あく

までも福祉情報システムの中でのみ持つということです。

- 委員 員 フラグが立っているかいないかで、中間サーバにデータを参照に行くわけですね。
- 計画調整課 これに関しては先ほどご覧いただきました別図のほうで、統合宛名システムの下に DV 該当者フラグにチェックが入ると、チェックしたという情報が中間サーバに行く、ということになっています。
- 委員 員 この真ん中の大きいものが、中間サーバですか。
- 計画調整課 中間サーバから先は情報化推進部の所管になりますので、ここには書いていません。
- 委員 員 フラグがあるのはよいのと、該当年月日自体は変更されないでしょうからコピーとして各システムで持っているのはよいと思うのですが、解除年月日というのは変更されるデータですね。
- 計画調整課 いったん解除されて、また該当してという場合ですね。その場合は、元の履歴は残して、また新たに該当の年月日を付けて登録ということになります。
- 委員 員 なにが問題かという、変更されるデータを各々のシステムのところに分散させて持っていくというのが。変更されるデータはサーバに残しておくべきであって。
- 計画調整課 そのようになっております。
- 委員 員 ではなぜ、DV 解除年月日が各々のシステムに記載されているのでしょうか。
- 計画調整課 それは、住基システムから単にデータをもらうだけです。
- 委員 員 データを持っているわけではなくて、参照している。
- 計画調整課 そのようなイメージでご理解いただければと思います。
- 委員 員 他にはご質問、ご意見はございませんでしょうか。それでは答申の方向性についてまとめたいと思います。

福祉情報システムに、住民記録システムから提供を受けた DV 等被害者情報と、福祉関係の各事業で把握した DV 等被害者情報を保有することは、DV 等被害者への確実な支援に寄与するものであり、公益に資すること、統合宛名システムに、福祉関係の事業で把握した DV 等被害者情報を保有することは、情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携の際に、DV 等被害者の特定個人情報の慎重な取扱いに寄与するものであり、公益に資すること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であると思いたいと思います。

④神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、神戸市後期高齢者医療システムへの情報項目の追加について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 員 4 ページの「所得・課税情報」の「繰越特定中小会社株式損失額」というのは何でしょうか。
- 課税企画課 これは、上場していない株式の売買に伴う所得や損失なのですが、ベンチャー企業に投資家の方が投資しやすくなるように、税制上の優遇措置がございます。具体的には、平成 29 年度の所得から、税制改正で、未公開株式譲渡所得と上場株式譲渡所得は、原則として損益通算ができなくなります。しかしベンチャー企業への投資に限っては、損益通算ができるという制度改正がなされる予定になっております。その税制改正の関係で、後期高齢者医療保険料の所得の項目を新たに処理する必要が生じたということで、今回システム改修をさせていただくということでございます。
- 委員 員 ベンチャー企業の定義はあるのですね。
- 課税企画課 経済産業省で定義しております。
- 委員 員 神戸市の後期高齢者医療システムと県の後期高齢者医療広域連合のシステムがあるのですが、広域連合のシステムは、この図では「標準システム」と記載されているのですが、これはなぜですか。

○国保年金医療課 後期高齢者医療広域連合は 47 都道府県毎に設置されておりますが、後期高齢者医療制度としては、国の法令に基づく同じ仕組みで運用されておりますので、広域連合が用いているシステムは、47 都道府県で全て共通の仕様となっております。これを「標準システム」と呼んでおまして、後期高齢者医療制度における資格管理、保険料の決定、給付業務等、全て同じシステムで運営されております。神戸市内で保有する、神戸市が作成した独自のシステムと、広域連合のシステムの間でデータ連携をしておりますので、区別するために「標準システム」と呼んでいる次第です。

○委 員 要するに、広域連合のシステムということですね。

○国保年金医療課 そうなります。県全体のシステム、ということになります。

○委 員 それぞれ役割は、大分異なっていて、神戸市のシステムは単に住民税との関係ということで。

○国保年金医療課 広域連合のシステムとの連携の機能と、実際に保険料を徴収して管理する部分は市町村業務となりますので、そこは我々の独自のシステムにおいて管理しているということになります。

○委 員 他にいかがでしょうか。今回の地方税法や所得税法の改正については、先ほどもご質問がありましたが、かなり技術的なもので、それに伴う変更ということですね。

それでは答申の方向性についてまとめたいと思います。

地方税法及び所得税法の改正により、後期高齢者医療保険料にかかる所得割額の算定等に用いている算出項目に追加が生じることから、税情報項目を追加して電子計算機処理することは不可欠であること、後期高齢者医療制度における、医療費負担割合の判定基準となる住民税課税所得額を算出するための、所得控除の情報項目を追加することにより、被保険者に対して負担割合決定の根拠を的確に説明することができ、市民サービスの向上に資すること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといいたしたいと思います。

⑤医療費負担割合等の軽減申請勧奨における市税情報の利用について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、医療費負担割合等の軽減申請勧奨における市税情報の利用について、第 9 条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされ

た。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 情報は帳票で提供されるのですか、それともデータですか。
- 国保年金医療課 基本的には、税の申告書を画像データの形で保持しているファイリングシステムがございますので、紙帳票をめくるような感覚で端末を操作させていただいて、確認させていただいて、そこで得た情報については紙ベースで記録をとって扱うということになります。
- 委員 紙で記録をとるのですか。
- 国保年金医療課 画像データですから、メモを取るという運用で考えております。各システム（国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム）の方で対象者のリストを用意して、収入申告書を参照するシステムからは、画面を参照しながら、必要な収入の情報だけをメモするようなイメージになります。
- 委員 それで、手書きした記録はシュレッダー処理する、という記載になっているのですね。
- 国保年金医療課 はい。
- 委員 その方が作業効率がよいということでしょうか。
- 国保年金医療課 画像データしかございませんので、データ処理はすることができません。そもそもが紙ベースである、ということになります。目で確認して、記録をとるしかないという状況です。
- 委員 軽減申請勧奨であるのに、収入をプラスします、ということが資料に書いてあるのですが、軽減につながるのでしょうか。税をきちんと徴収するということは賛成なのですが、軽減の申請であるのに、ここで行おうとしていることは、他の収入もきちんと挙げますよ、ということですよ。
- 国保年金医療課 後期高齢者の医療費負担は3割負担か1割負担ということになっておりまして、その基準がまず、課税所得145万というラインで決まる、ということがございます。ただ、課税所得の判定でいったん3割負担と判定

された方には救済措置がございまして、課税所得が145万以上であっても収入額が383万未満であれば1割負担となれるという、2段階の仕組みとなっております。この手続きは、ご本人からの申請によって認定をするという流れですので、いったん職権で課税所得の基準で我々が判定しまして3割負担の適用をするわけですけれども、そのうち収入額383万未満であるという申請をいただいて、1割に戻すという仕組みの中で、ご本人も十分分かりませんから、勸奨を事前に送るようにしております。ただ、収入の情報が、年金と給与についてしか我々の元にはありませんので、それ以外の収入、例えば事業をされている方であるとか、雑所得のある方については、勸奨の精度が低くなってしまいうけでして、可能性のある方に勸奨を送りますと、大体2割の方が、勸奨に応じて申請したにもかかわらず、1割負担となれないという状況が生じておりますので、勸奨の精度を高めるためにも、収入全てについて、把握をさせていただきたいというのが、今回の趣旨でございます。

○委員 所得の情報は保持しているけれども、所得控除額は保持していないということですね。

○国保年金医療課 平成20年度に制度ができた際に、我々としては必要最小限の情報を保持するという観点から、所得と課税所得という、いわば原因と結果の部分のみを持つということに、一旦していたわけですが、市民の方からは、実際どうしてそのような計算結果になるのかという、内訳を聞かれることが非常に多くございましたので、先ほどは、それを保持させていただくという諮問でございました。只今の諮問は、収入情報を全てデータで我々が持つことができればよいのですが、収入額については年金と給与以外はデータ化されておきませんので、紙の画像データを拝見して、把握するしかないということですので、先ほどの諮問とは別の目的になりますが、的確な勸奨を行うために、画像情報の閲覧をさせていただくという趣旨でございます。

○委員 確定申告のデータは、どうなっているのですか。

○国保年金医療課 基本的に、税務署から市の方に参りまして、市税部門でスキャンにより画像化されます。

○委員 ということは、データとしてあるわけですね。

○国保年金医療課 画像データとしてございます。それを閲覧させていただくということです。画像データであって、デジタルデータではありません。

○委員 目視チェックだと、転記ミス等の恐れはないのでしょうか。運用上の保護において、ミスが起こらないための対策を、今後の検討課題としてで結構ですので、盛り込んでおいてはと思いましたが、質問させていただきました。

○国保年金医療課 おっしゃるとおり、手書きでの処理となりますので、ミスが起こらないような対策はしっかり講じる必要があると考えておりました、具体的には、全ての事務作業に共通することをございますけれども、ダブルチェック、担当者及び上司によるチェックを、しっかり行うことによって、ミスによる事故が起こらないようにしたいと考えているところでございます。

○委員 他にございませんでしょうか。
それでは答申の方向性をまとめたいと思います。
国民健康保険、後期高齢者医療保険における医療費の自己負担割合、及び介護保険における介護サービス費の自己負担上限額の軽減の判定に当たり、既に把握している給与、年金収入に加えてその他の収入にかかる情報を利用することは、的確な対象者の把握と勧奨を実施することができ、市民サービスの向上に資すること、また、手作業についても十分な対策を講じるとのことで、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥こども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証の作成について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、こども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証の作成について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 送られる回答者というのは、保護者で主たる生計維持者という同じような形ということでしょうか。

○国保年金医療課 基本的には、子どもの父又は母ということになりますが、住民票上であれば世帯主の方を想定しています。

○委員 最近は、別居中ということも多いかと思われませんが、勧奨の対象はどのようなのでしょうか。

- 国保年金医療課 住民票が同じであれば、実態までは分かりませんので、父親宛になることが多いかと思います。
- 委 員 何らかの届出といたしますか、子どもと両親のどちらかが分かれて住民票があれば、子どものいるところに勧奨するということになるのでしょうか。
- 国保年金医療課 子どもがどこに住んでいるかということが基準になりますので、宛名としては、子どもの名前があつて、その保護者様、となっております。子どもの住民票があるところに確実に届くようにしております。
- 委 員 12 ページの図に USB とあるのですが、USB を使うことはあまりよくないということも耳にするのですが。
- 国保年金医療課 この度の事務が経常的に行うものなのであれば、サーバ間でセキュリティ対策を施した専用線等を用いることが適切かと思われませんが、今回は制度の拡充に伴い、一時的に対象が増えるということで、今回に限った一時的な処理ということで、将来的にはこの処理は行わないということで考えております。
- 委 員 無料化、ということですね。
- 国保年金医療課 無料化ではなく、所得制限を撤廃しますので、簡単に申し上げますと、ゼロ歳から中学生までの子どもは、生活保護の受給世帯を除けば、全員、この度子ども医療の対象となるということでございます。
- 委 員 今後はどうなるのでしょうか。
- 国保年金医療課 出生時や転入の際に、手続きをしていただくということになりますので、受給漏れはなくなるということでございます。
- 委 員 他にございませんでしょうか。
それでは答申の方向性をまとめたいと思います。
こども医療費助成制度において、現在、小学1年生から中学3年生の対象者に設けている所得制限が撤廃されることに伴い、住民基本台帳情報及び生活保護受給者情報を利用して新たな対象者を抽出し、受給申請の勧奨を行うことは、制度拡充の効率的な周知と制度利用を促進するものであり、市民サービスの向上に資すること、個人情報保護の措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であ

るといたしたいと思います。

⑦都市空間のあり方検討における住民基本台帳情報の利用について

住宅都市局計画部計画課から、都市空間のあり方検討における住民基本台帳情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 都市空間のあり方をよく検討するという意味では、高齢者に限らず、どのような世代がどのようになっているのかという分析が必要なのかと思いますが、今回対象を65歳以上に限定されているということで、狙いを絞られているということなんでしょうか。
- 計画課 都市空間のあり方の検討自体は、高齢者に限定してではなく、全般的に様々な検討をしておりますが、今回このデータをいただいて検討したいことが、高齢者にかかることということで、空家の問題がございます。現在65歳以上の単身世帯、あるいは65歳以上の夫婦のみ世帯の所有されている家屋がなかなか流通しておらず、将来を見据えたときに、空家になる可能性が高いということがございます。子どもは神戸市外に出てしまっているので、そういったリスクもみていきたいということでございます。すぐに使えるデータを使って議論を始めておりますが、この件については、こういったデータを使わないことには検討できないということで、諮問させていただいております。
- 委員 いまのお答えでもありましたが、将来空家ができるリスクがあるからということですが、やはり全体を見るべきであるのに、そこに特化しているということですね。
- 計画課 他の面では、個人情報を含まなくとも、例えば小学校区単位のデータなどをみながら検討しているのですが。
- 委員 数十年前から都市計画の中に入っている地域が手付かずだったりすることもあるのに、この情報を得たからといって、現実的に対策ができるのでしょうか。
- 計画課 交通の問題等は、個人情報を使わない形の、多方面の分析も行っております。住宅都市局だけでなく保健福祉や介護の分野等でも検討しているところがありまして、個人情報を含まないデータも多々有り、分析して

問題点を抽出していつているのですが、高齢者の部分については、それだけではなかなか見えない部分がありまして、個人情報を含むデータを見ていきたい、ということがございます。マクロにみていくイメージでございまして、いま委員がおっしゃっているのは、個別具体の事業の展開であるとか、そういった部分の判断についてであるのかなとお察しいたしました。

○委員 マクロ的にみても、実際にできるのでしょうか。こういう取り組みをしていただくことは、結構だとは思いますが。

○計画課 今回の都市空間のあり方検討は、個別の施策というよりは、より大きな観点に立っておりまして、人口減少時代で、これまでには生じなかった問題が出てきている中、もう少し先の将来像がどのようなものが考えられるのだろうか、検討しているところです。その中で、大きな課題となるのが、例えばニュータウンで今は空家ではなくても、高齢者の住まわれている家が将来空家となっていくリスクというものがございまして、今回それをみてみたいということがあります。その上で、どういった所でどの程度空家が生じるのかをみなければ、有効な施策は打てないと考えておりまして、リスクをいまのうちに見ておきたい、ということがございます。ここから何か施策をすぐに導き出すというわけではないのですが、ひとつのリスクの把握として、ベースとして持っておきたいということがございます。

○委員 2ページのデータ項目の中に、世帯番号が含まれているのですが、将来的に芋づる式に家族の構成が分かるようになるのかなと思うのですが、今回はここで切ってしまうのでしょうか。世帯番号というものの下に、芋づる式にデータがぶら下がってくるもので、もう少しリストアップしておく必要はないのでしょうか。

○計画課 これは市民参画推進局からいただくデータになりますが、この世帯番号でひとまとめでいただいて、高齢者で単独、高齢者だけの世帯を抽出していく、ということになります。

○委員 世帯番号の下の芋づる式のデータは、既にそちらでお持ちで、ここに載っているのは市民参画推進局からもらうデータ、ということですか。

○区政振興課 市民参画推進局で持っているデータを、この形でお渡しすると、65歳以上の人を含むデータに絞ってくださいということで、私どもで絞るということでひとつ作ると。お渡しした後、世帯番号で括った世帯員の中で、

高齢者のみなのか、若年者もいるのかというのをフラグ付けして。

- 委員 どのデータを参照してフラグ付けするのでしょうか。
- 区政振興課 基本的に、お渡しするのは個人単位のデータになりますので、個人単位の中に、おじいさん、おばあさん、お父さん、お母さん、お孫さん、というような形で、入ってきます。そして、世帯番号で括れば、高齢者のみではないんだな、というのが分かりますので、プロットデータの色付けを替える等できるかと思えますので、そのような分析のために、世帯単位で他の世帯員も含まれた状態で、お渡しすることとなりました。
- 委員 渡すデータのリストは、65歳以上の方の、住所、生年月日、性別、世帯番号ですので、65歳以上の人と一緒に住んでいるのであれば、世帯番号で参照できますけれども、子どもと一緒に住んでいる場合は、子どものデータを渡していないから、これだけでは分かるはずはないので。
- 区政振興課 子どものデータもお渡ししていますので、65歳以上の方を世帯に含むすべての人のデータを、渡すこととしています。まず65歳以上の人をピックアップしまして、その人が含まれている世帯番号をリストアップします。その世帯番号に紐付く世帯員も全員お渡ししますので。
- 委員 例えば、小学生の10歳の子が、65歳のおじいさんと一緒に住んでいたら、その子のデータも渡すと。
- 区政振興課 そういうことです。
- 委員 けれども、10歳の子でおじいさんと住んでいない子のデータは渡していませんよという。
- 区政振興課 そうなります。住所は同じでも、別世帯にしていると世帯番号は分離されますので、そういう人のデータは渡しません。
- 委員 他にございませんでしょうか。
特にご意見ございませんでしたら、答申の方向性をまとめたいと思います。
神戸市域における長期的な視野に立った都市空間のあり方について検討するため、住民基本台帳情報を利用して市内高齢者のみ世帯の分布状況を把握し、公共交通機関や都市施設のデータ等と併せて分析することは、持続可能なまちづくり施策の立案に寄与するものであり、公益に資する

こと、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといいたしたいと思います。

⑧神戸市営住宅総合管理システムへの税情報項目の追加について

住宅都市局住宅部住宅管理課から、神戸市営住宅総合管理システムへの税情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 特にご質問はございませんでしょうか。
では、答申の方向性をまとめたいと思います。
国土交通省通知により、公営住宅法上の所得金額の算定において留意すべき項目とされている、純損失繰越控除額及び雑損失繰越控除額を神戸市営住宅総合管理システムに項目追加し、電子計算機処理することは、市営住宅の家賃算定にかかる市民からの問合せに対して、十分な説明と適切な対応ができることから、市民サービスの向上に資すること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であるといいたしたいと思います。

⑨千年カルテプロジェクト参加に伴う外部データセンターへの診療データ保存について

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター西市民病院医事課から、千年カルテプロジェクト参加に伴う外部データセンターへの診療データ保存について、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 ガイドラインへの準拠のところに、「患者への周知を図る」という記載がありますが、もともとこのようなデータをこのように使うということについての、患者の同意、これはどうなっているのでしょうか。

○西市民病院医事課 現在は院内だけです。特段の対応はしていませんが、このような形で外部へ出すということになりますと、何らかの形で周知が必要になりますので、例えば外来に掲示をすとか、病棟に、エレベーターホール等目に付きやすい場所に掲示をすとか、ホームページに掲載する等といった形でお知らせしたいと考えています。

○委員 お知らせした後に、同意を取る必要があるかと思うのですが。それと、

二次利用についても「匿名化された」と記載がありますが、ここもやはり、同意が必要かと思うのですが。

○西市民病院医事課 結びつける段階では、同意までは必要はないのかなど。お知らせはしないといけないと考えております。二次利用という段階まで至りますと当然、おっしゃるように同意が必要になると考えております。ただ、個別に同意を得ていくというのは、事実上非常に難しいところがございますので、そこは法律的な解決が図られるとか、そういったことをかんがみただ上で実施することになるのかと思いますし、また実際に、二次利用まで行うかといった別途の意思決定が必要になってくるかと思われま。現段階では、そこまで至っておりません。

○委 員 ネーミングなのですが、「千年カルテ」という名称は、どうしてそのようになっているのでしょうか。

○西市民病院医事課 いったん作ったものが、これからもずっと恒久的に使っていくことができるものにしたいという、希望もこめられて名付けられたと聞いております。千年後も検証に耐えられるようなデータを構築したいという思いも込められていると伺っています。

○委 員 千年保存できるように、という。

○西市民病院医事課 はい。

○委 員 他に特にご質問はございませんでしょうか。
では、答申の方向性をまとめたいと思います。
健康医療情報の収集及び利活用をテーマとして、内閣府より日本医療ネットワーク協会に運営委託されている「千年カルテプロジェクト」に神戸市立医療センター西市民病院が参加し、同協会が委託する外部データセンターと専用回線によりオンライン化し診療データを遠隔保存することは、災害時等に院内でシステム障害が生じても、市民へ医療を継続して提供することが可能となり、市民サービスの向上に資すること、個人情報保護の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としましては、「妥当」であると思いたいと思います。

○委 員 事務局から、どうぞ。

○事 務 局 本日、諮問させていただいておりますのは、西市民病院についてだけでございます。市民病院機構につきましては、中央市民病院、それから 29

年4月からは西神戸医療センターも市民病院群として運営されていくことになっております。これらの病院が、今回の諮問の範囲内であれば、各病院でも同様に適用が可能になりますので、類型化のご承認を賜りたいと思いますが、如何でございましょうか。

○委員 只今、事務局より本件について、今後、神戸市民病院機構傘下の各病院において、当諮問と同一の条件で千年カルテプロジェクトへの参加に係る電子計算機の結合を行う場合について、類型承認の提案がございましたが、如何でしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 本日審議いたしました、13件の諮問への市長への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 異議なし。

(2) その他

① 個人情報を取り扱う事務の届出について

審議会事務局から、平成27年度にかかる個人情報を取り扱う事務の届出について、説明がなされた。

○委員 只今の報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし。)

○委員 最後に、前回の審議会でもお伝えしましたが、不服申立部会の委員の指名をいたしましたので、ご報告いたします。
荒川委員、柴田委員、高野委員、中川委員と私の5名で不服申立部会を構成いたしますので、よろしく願いいたします。
それでは、これをもちまして、第79回 神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。